平成２３年（フ）第４６６号
兵庫県三木市志染町東自由が丘３丁目224番地の２
債務者　松尾　季幸
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４６７号
兵庫県三木市志染町東自由が丘３丁目224番地の２
債務者　松尾　朱美
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５０８号
神戸市垂水区天ノ下町５番13号、従前の住所　神戸市兵庫区福原町31番２―201号
債務者　島田　重雄
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６１号
山口県防府市大字新田1036番地の18　大安丸ハイツ101号
債務者　貞政　竜治
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６４号
山口県防府市東仁井令町14番17号
債務者　倉本　敦朗
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８５号
神奈川県横須賀市金谷２丁目13番１―406号
債務者　河合　義哲
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第８７号
神奈川県三浦郡葉山町長柄310番地の９
債務者　坂口　睦美
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第９５号
神奈川県横須賀市浜見台１丁目10番２―41号　アパートメントマコト
債務者　大東　孝司
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第９６号
神奈川県横須賀市浜見台１丁目10番２―41号　アパートメントマコト
債務者　大東　惠子（旧姓出来町・佐藤）
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第１０３号
神奈川県横須賀市鴨居３丁目11番１号
債務者　丸茂　　正
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第７６号
和歌山県橋本市小峰台１丁目30番地の４
債務者　冨永　成美
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１４７号
和歌山県岩出市山115番地の６
債務者　森　　龍夫
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１５０号
和歌山市古屋64番地の15
債務者　とよ整体療術院こと　藤原　　明
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１５１号
和歌山市古屋64番地の15
債務者　藤原　幸子
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１６９号
和歌山県紀の川市貴志川町国主271番地24
債務者　土井加奈美
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１７０号
和歌山県橋本市胡麻生613番地の１
債務者　足立　敏志
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１７１号
和歌山県橋本市胡麻生613番地の１
債務者　足立　初子
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係